

高知県道路位置指定指導要綱

(平成元年7月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号に規定する道路(以下「5号道路」という。)の位置の指定に関して、安全で良好な地域環境を確保するために必要な事項を定め、県民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるものを除くほか、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)に定めるところによる。

(道に関する基準)

第3条 5号道路の位置の指定に関して知事が定める技術基準及び令第144条の4の規定により知事が認める技術基準は、「高知県道路位置指定基準」(平成元年7月制定。以下「基準」という。)に定めるとおりとする。

(適用範囲)

第4条 前条の基準は、高知広域都市計画区域内(高知市の区域を除く。)にあっては0.1ヘクタール未満、その他の都市計画区域内にあっては0.3ヘクタール未満の一団の土地(隣接し、又は機能的に一体と認められる土地をいう。以下同じ。)において都市計画法(昭和43年法律第100号。)の適用を受けない宅地等の造成を行い5号道路を築造する場合に適用する。

- 2 同一事業主が連続若しくは隣接して行う宅地等の造成又は機能的に一体と認められる宅地等の造成で、その面積の合計が前項の規模を超える場合は、同基準を適用しない。
- 3 宅地等の造成に係る一団の土地に隣接して将来開発が見込まれる場合で、その面積の合計が第1項の規模を超えるときは「高知県開発許可技術基準」(平成元年4月制定)を準用する。

(事前協議)

第5条 道路の位置の指定を申請しようとする者は、予めその内容について知事と協議するものとする。

(他法令との関係)

第6条 道路の位置の指定を申請しようとする者は、宅地等の造成に関して他の法令に基づく許認可等を必要とする場合は、事前にその措置を講ずるものとする。

(添付書類等)

第7条 道路の位置指定申請書には、高知県建築基準法施行細則第14条第3項に掲げる図書のほか次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 申請に係る土地の地質に関する資料

(2) その他知事が必要と認めるもの

- 2 指定を受けようとする道路の敷地となる土地は、原則としてその他の土地から分筆し公衆用道路(不動産登記法施行令(昭和35年政令第228号。)第3条に定める用語の例による。以下同じ。)として登記するものとする。

(権利等の移動の制限)

第8条 道路の位置の指定を申請した者は、知事からその指定を受ける迄は申請に係る土地に関する所有権その他の権利の移動を行わないものとする。ただし、当該申請を取り下げた時は、この限りでない。

(5号道路の管理)

第9条 知事から指定を受けた5号道路の申請者(以下「申請者」という。)は、当該道路を公衆用道路として維持管理するとともに、所在地を管轄する市町村長から市町村道として移管するよう求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(工作物等の設置の禁止)

第10条 申請者は、当該道路内に一般の通行の障害となる工作物等を設置し又は第三者に設置させないものとする。

(報告)

第11条 申請者は、当該道路を市町村道に移管した場合又は同道路に係る申請内容に事実と反する事項を認めるときは、速やかにその事実を知事に報告し、その措置を協議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年9月1日から施行する。